

四日市市戸籍関係等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第52号

四日市市戸籍関係等手数料条例の一部を改正する条例

四日市市戸籍関係等手数料条例（平成12年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（手数料の徴収時期等）</u></p> <p><u>第4条 手数料は、第2条に規定する手数料を徴収する事務についての申請があった際又は当該申請に係る書類の閲覧若しくは交付の際に、申請者から現金又は定額小為替証書でこれを徴収する。ただし、多機能端末機（四日市市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、当該端末機の操作により各種証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により各種証明書を交付した場合は、交付の際に申請者から手数料を徴収したものとみなす。</u></p> <p><u>2 既に徴収した手数料は、返還しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>第5条 （略）</p>	<p>第4条 （略）</p>

附 則

この条例は、平成31年2月1日から施行する。

（市民文化部市民課）